

平成 18 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 エ イ ア ン ド テ ィ ー
代表者の役職氏名	代 表 取 締 役 社 長 磯 村 健 二 (コード番号：6722)
問 い 合 わ せ 先	常 務 取 締 役 黒 澤 研 治
電 話 番 号	0 4 5 - 3 1 7 - 1 2 5 2 (代)

内部統制システムの整備に関する基本方針について

平成 18 年 5 月 25 日開催の当社取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保する体制」に関し、『内部統制システムの整備に関する基本方針』として下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

記

1．取締役の職務執行の適法性と効率性を確保する体制

- (1) 取締役は、その職務執行にあたり、エイアンドティグループの基本理念及びエイアンドティグループ企業行動憲章の下に、関連法令、定款、取締役会規則並びに社内諸規程を遵守し、職務執行を行う。
- (2) 定款及び取締役会規則に基づき取締役に職務執行の決定を委任された事項の決定並びに職務執行に関する報告については、毎月開催される定例取締役会において決定決議するとともに報告を行う。また、必要に応じて、臨時取締役会を随時開催する。
- (3) 取締役は、会社の組織、役職、役職者の職責及び各部署の業務分掌を定める関連諸規程に基づき、会社組織を構築し、権限の委譲を行うことにより、その職務の効率的な執行を実現する。

2．取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務執行に係る情報・文書(電磁的記録を含む)については、会社法並びに機密情報管理規程の定めに基づき、関連資料とともに、これを所定の期間、所定の部署に保管するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は経営企画ユニット及び管理ユニットが行い、各部署所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うこととする。

4．使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、関連諸規程の整備と周知徹底により、エイアンドティーグループとしてのコンプライアンス体制の更なる充実・改善に努め、グループ経営の充実に資するものとする。
- (2) 取締役は、エイアンドティーグループ各社において重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合、管理ユニットに報告するとともに、監査役(会)に報告するものとする。
- (3) 取締役は、エイアンドティーグループにおける法令遵守上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段としてヘルプラインを社内及び社外(顧問弁護士事務所)に設置する。
- (4) ヘルプラインの運営は、コンプライアンス・ヘルプライン運用規程に基づいて行う。

5．企業集団における業務の適正を確保する体制

- (1) 取締役は、エイアンドティーグループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保する目的で、グループ各社の業態に即した機関設計を行う。
- (2) 取締役は、本決議の内容をエイアンドティーグループ各社に通知開示し、これを「業務の適正を確保する体制」の整備に関するエイアンドティーグループの基本方針として周知徹底する。

6．監査役(会)監査体制に関する事項

- (1) 監査役は、法令に定める権限を行使し、会計監査人及び監査法人並びに社内の組織を利用して、取締役の職務執行の適法性、妥当性、効率性について監査を行う。
- (2) 監査役より要請があった場合、監査役の業務を補助すべき使用人を任命する。
- (3) 監査役の業務を補助すべき使用人の人事考課並びに採用、異動、懲戒については、監査役(会)の同意を得るものとする。
- (4) 取締役及び使用人は、監査役からその職務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに当該事項につき報告を行う。
- (5) 監査役(会)は、必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の社外アドバイザーを任用することができる。

7．「業務の適正を確保するための体制」に関わる内部監査体制

- (1) 取締役は、担当部署を設置し、内部監査を実施することにより、エイアンドティーグループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
- (2) 監査役(会)は、内部監査に係る年度計画、実施状況及びその結果について、取締役に対し、計画変更、追加監査及び改善策策定を勧告することができる。

以 上